平成29年度 第8回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

平成30年1月19日

【議事】

- 国保事業費納付金に基づく国保税の検討について
- 今後の国保税のあり方について
- ○その他

1. 古賀市の納付金額の算定結果 (一般分)

(1) 県に収める納付金額

	納付金
医療分	1,050,509,087円
後期高齢者支援金分	334,561,287円
介護納付金分	97,895,209円
合計	1,482,965,583円

(2) 1人当たりの納付金額

①平成28年度納付金相当額	119,479円
②平成30年度納付金額(負担緩和前)	118,924円



③平成30年度納付金額	(負担緩和後、	再調整後)	118,694円
-------------	---------	-------	----------

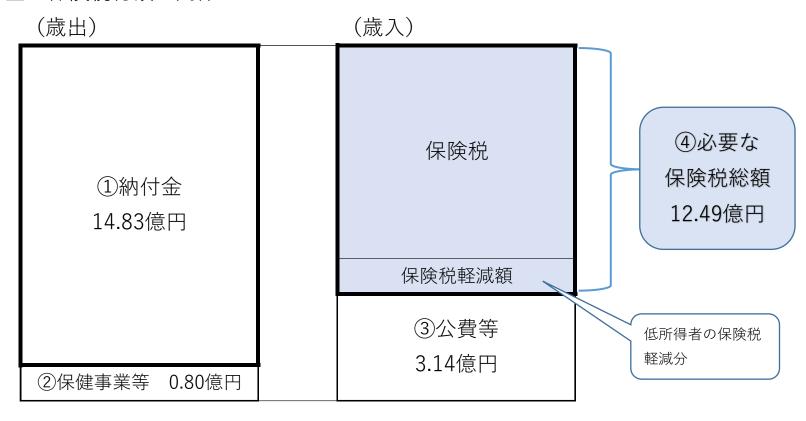
【参考】標準保険料率

		3方式	市算定方式
医療分	所得割率	7.01%	8.25%
	均等割額	24,599円	23,278円
	平等割額	26,935円	22,541円
支援分	所得割率	2.46%	3.04%
	均等割額	8,608円	7,842円
	平等割額	9,425円	7,593円
介護分	所得割率	1.91%	2.43%
	均等割額	8,693円	12,011円
	平等割額	6,381円	_

- ※1) 古賀市は、①より②の金額が下回るため負担緩和措置はなく、負担緩和後は②になるが、暫定措置等の国費が余剰したため 全市町村に1人当たり同額で再配分した③の額になる。
 - 2) 1人当たりの納付金額は、市町村の保険料(税)収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

2. 必要な保険税総額

(1)納付金と保険税総額の関係



※国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図

(2) 必要な保険税総額

 ④必要な 保険税総額
 +
 ②保健事業等
 ③公費等

①納付金	納付金(医療分、支援分、介護分)	県に収めるべき費用	
②保健事業等	保健事業 (特定健診等)	特定健診等に要する費用	
	出産育児諸費	出産育児一時金支給に要する費用	
	葬祭諸費	葬祭費支給に要する費用	
	審査支払手数料	診療報酬の審査支払に要する費用	
	その他諸支出	還付金等に要する費用	
③公費等	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	低所得者数に応じ一定割合を繰入	
	特別調整交付金等	市町村の事情を考慮して交付	
	県繰入金	市町村の事情を考慮して県から繰入	
	保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて交付	
	特定健診等負担金	特定健診等の国県負担金	
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の3分の2(法定繰入分)	
	財政安定化支援事業繰入金	市町村への地方財政措置として交付	
	保険税滞納繰越分	過年度分の保険税収入	
	その他諸収入	返納金等諸収入	

(3) 現行の保険税率での保険税総額の試算

必要な保険税総額は約12億4,900万円のところ、 現行の保険税率で試算すると約12億7,400万円の歳入を見込む。

⇒ 約2,500万円の減額が可能

※必要な保険税総額には保険税軽減分(一般会計繰入分)も含むため保険税収入とは異なる。



<u>適正な保険税額とするために</u>、算定可能な範囲で平成30年度の見込みの値を 用いて、**保険税率を算定する**。

3. 平成30年度の保険税率の検討

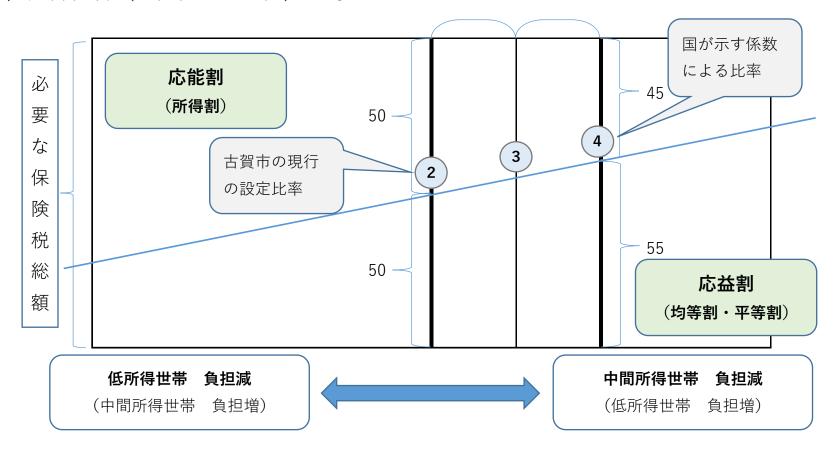
(1) 保険税率改定案

			1	2	3	4
		平成27年度	現行	応能割:応益割	②と④の中間	応能割:応益割
		(前回改定前)	近1]	50:50	20と400中間	45:55
医療分	所得割率	7.00%	8.50%	8.40%	7.70%	7.20%
	均等割額	24,000円	24,000円	23,400円	24,600円	25,300円
	平等割額	24,000円	24,000円	23,500円	26,300円	28,400円
支援分	所得割率	2.00%	3.10%	2.90%	2.70%	2.50%
	均等割額	7,000円	8,000円	8,400円	8,600円	8,900円
	平等割額	7,000円	8,000円	8,500円	9,400円	10,300円
介護分	所得割率	1.70%	2.90%	2.40%	2.20%	2.10%
	均等割額	12,000円	13,800円	13,200円	14,100円	14,700円
	平等割額					

※②、③、④は、必要な保険税総額を確保できると見込む保険税率

・所得割: 前年中の所得に応じて賦課・均等割: 被保険者1人当たりに賦課・平等割: 被保険者1世帯当たりに賦課

(2) 賦課割合(応能割・応益割)の考え方



○福岡県国民健康保険運営方針(答申)より一部抜粋

本県においては、平成30年度直ちには保険料の県内均一化は行わない。保険料の県内均一化については、納付金額の設定及び医療費適正化の取組み等を通じて市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、中長期的に行うこととする。

(3) 介護分の2方式・3方式について

			1	2
		現行	2方式	3方式
介護分	所得割率	2.90%	2.40%	2.40%
	均等割額	13,800円	13,200円	7,900円
	平等割額		I	6,500円

2方式 : 所得割・均等割(1人当たり)

3方式 : 所得割・均等割(1人当たり)・平等割(1世帯当たり)

※応能割:応益割=50:50の場合での試算結果

※介護分は40歳から64歳の被保険者(介護分対象者)に対して賦課する

○1世帯当たりの介護分対象者数での保険税額比較

対象人数		1人/世帯	2 人/世帯	3人/世帯
1	均等割	13,200円	26,400円	39,600円
2方式	平等割			_
	計	13,200円	26,400円	39,600円
2	均等割	7,900円	15,800円	23,700円
3方式	平等割	6,500円	6,500円	6,500円
	計	14,400円	22,300円	30,200円
2-1	計	1,200円	-4,100円	-9,400円

[※]均等割と平等割の合計額のみでの比較

軽減対象世帯の保険税額負担増減(2方式⇒3方式)

	and a second a second and a second a second and a second				
	1人/世帯	2 人/世帯	3人/世帯		
7割軽減	400円	-1,300円	-2,800円		
5割軽減	600円	-2,100円	-4,700円		
2割軽減	1,000円	-3,300円	-7,500円		
軽減なし	1,200円	-4,100円	-9,400円		

【2方式⇒3方式に変更する影響】

- ・世帯に介護分対象者が1人いる世帯は、負担増になる
- ・世帯に介護分対象者が2人以上いる世帯は、負担減になる

4. 今後の国保税のあり方について

(1) 平成30年度以降の国保税改定について

- (案) ①県から毎年度示される納付金にあわせて、原則毎年度改定する。
 - ②特段の事情がない限り、原則3年ごとに改定する。
 - ③その他

(2) 賦課割合(応能割と応益割の比率)について

- (案) ①現行の比率(応能割:応益割=50:50)を原則とする。
 - ②国が示す係数による比率(応能割:応益割=45:55)を原則とする。
 - ③今後の国保税改定時に国が示す係数による比率へ徐々に近づけていく。
 - 4) その他

(3)介護分の2方式・3方式について

- (案) ①現行の2方式とする。
 - ②標準保険料率の3方式とする。
 - ③当分の間、2方式とし、今後の国、県、他自治体の動向を見て再検討する。
 - 4)その他